

令和4年度 所沢市内循環バス「ところバス」 路線等の見直しについて

1 今回の路線見直しについて

①西路線（新所沢・狭山ヶ丘コースに変更）

- ・狭山ヶ丘駅東口～三ヶ島まちづくりセンター～狭山ヶ丘駅西口間を廃止する。
（路線バス、ところワゴンとの役割分担を整理）
- ・新所沢駅西口～小手指駅北口～狭山ヶ丘駅東口間で運行本数を増便する。
（新所沢駅西口～小手指駅北口間は、1日11往復を想定）

②東路線（柳瀬循環コース）

- ・ところワゴンの導入を含めた地元住民との意見交換での要望により、南永井通り～卸売市場間にバス停を新設する。

③東路線（松井循環コース）※令和4年2月から実施予定

- ・「七曲り」バス停付近を通行する児童の安全対策として、通学時間帯にバスを運行しないよう、左回り第1便の時刻を変更する。

④南路線（吾妻循環コース）

- ・鉄道駅名の変更に伴い、バス停の名称を「遊園地西駅」から「西武園ゆうえんち」に変更する。

2 見直し実施に向けたスケジュール

令和4年4月の見直しに向け、以下のスケジュールで準備を進めています。

令和3年8月5日	「所沢市地域公共交通協議会」からの答申
令和3年11月24日	協議が調ったことの証明書（案）の提示
令和4年1月	国土交通省関東運輸局へ認可申請（西武バス株） 廃止区間について、周辺地域、施設への周知
令和4年2月	東路線（松井循環コース）時刻変更
令和4年3月	広報3月号、市ホームページに掲載、案内配架等開始
令和4年4月	見直し運行開始

3 「協議が調った旨の証明書」の発行について

令和4年4月の路線等見直しにあたり、運行事業者（西武バス株）が国土交通省に対し、道路運送法に基づく認可申請を行います。認可にあたり、地方公共団体、運行事業者、地域住民等の中で協議が調っている旨の証明書、及び下記に掲げる書類の添付が必要となります。

【添付書類】

- ・路線図（系統図）
- ・運賃表

4 特別乗車証の更新手続きについて

65歳以上の高齢者、及び障害者等に交付している「特別乗車証」については、有効期限が令和4年3月31日となっております。このことを受け、本年12月1日から、新しい特別乗車証への更新手続きを開始します。

（手続き方法は従来通り）

- ・有効期間：令和9年3月31日（従来通り5年間）を予定
- ・各まちづくりセンターにおいて都市計画課職員による出張受付を行う予定
- ・ところワゴンも1回100円（高齢者用）または無料（障害者用）で利用可能